

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和3年6月18日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前10時41分 散会

## 付託事件

議案第64号，議案第65号，議案第66号，議案第67号，議案第72号中別表中歳出，報告第17号，報告第18号，報告第19号，報告第20号，報告第21号，報告第22号中第1表中歳出中第10款及び第2表継続費補正，報告第23号中第1表中歳出中第10款及び第2表継続費補正，報告第24号中別表中歳出，令和3年陳情第3号，令和3年陳情第4号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第64号 水戸市障害福祉サービス事業基準条例等の一部を改正する条例
- ② 議案第65号 水戸市児童福祉施設基準条例等の一部を改正する条例
- ③ 議案第66号 水戸市生活保護法に基づく保護施設等基準条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第67号 水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第72号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中別表中歳出
- ⑥ 報告第17号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する災害援護資金の貸付けの特例に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑦ 報告第18号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑧ 報告第19号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例等の一部を改正する条例）
- ⑨ 報告第20号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑩ 報告第21号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑪ 報告第22号 専決処分について（令和2年度水戸市一般会計補正予算（第12号））中第1表中歳出中第10款（教育費）及び第2表継続費補正
- ⑫ 報告第23号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第1号））中第1表中歳出中第10款（教育費）及び第2表継続費補正
- ⑬ 報告第24号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第2号））中別表中歳出

(2) 陳情審査

① 令和3年陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情

② 令和3年陳情第4号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める陳情

2 出席委員（7名）

委員長	木本信太郎君	副委員長	森正慶君
委員	萩谷慎一君	委員	土田記代美君
委員	黒木勇君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

福祉部長兼福祉事務所長	横須賀好洋君	福祉部副部長兼福祉事務所副所長	田中誠一君
福祉事務所参事兼子ども課長	柴崎佳子君	福祉事務所参事兼福祉指導課長	大久保克哉君
福祉総務課長	堀江博之君	生活福祉課長	櫻井学君
障害福祉課長	平澤健一君	高齢福祉課長	小林かおり君
介護保険課長	荻沼学君		
保健医療部長	大曾根明子君	保健医療部副部長	小林秀一郎君
保健所長	土井幹雄君	保健所技監兼保健衛生課長	前田亨君
保健総務課長	三宅陽子君	地域保健課長	野口奈津子君
保健予防課長	大冢要之君	国保年金課長	関根豊君
教育長	志田晴美君	教育部長	増子孝伸君
教育委員会事務局教育部参事	菊池浩康君	教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長	三宅修君
総合教育研究所長	春原孝政君	学校管理課長	細谷康之君
学校保健給食課長	小川佐栄子君	幼児教育課長	松本崇君
学校施設課長	和田英嗣君	生涯学習課長	湯澤康一君
歴史文化財課長	小川邦明君	放課後児童課長	大和敦子君

中央図書館長 林 栄 一 君 教育研究課長 野 澤 昌 永 君

6 事務局職員出席者

法制調査係長 富 岡 淳 君 書記 堀 江 良 君

午前10時 0分 開議

○木本委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、橋教育部参事が公務出張のため欠席との連絡がありましたので御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第64号ほか12件、それに陳情2件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第64号ほか12件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託議案につきましては一通りの審議を行いましたので、これより各議案について御意見等をお伺いしながら採決に入ってまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は挙手によりお願いいたします。

初めに、議案第64号 水戸市障害福祉サービス事業基準条例等の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、議案第64号について採決いたします。

議案第64号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号 水戸市児童福祉施設基準条例等の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、議案第65号について採決します。

議案第65号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号 水戸市生活保護法に基づく保護施設等基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、議案第66号について採決いたします。

議案第66号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号 水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

黒木委員。

○黒木委員 議案第67号につきまして、意見を申し述べさせていただきます。

昨日の審議の中での説明でも、水戸市は47施設が設置されていて、その中に対象となる浴槽水の水質基準に関する条例の改正がありました。この部分はしっかりとこれらの施設にも周知徹底されて、この基準に満たされるよう、安全に利用者が使用できるよう指導を徹底していただきたいというふうに考えております。

また、男女の混浴制限年齢を10歳以上から7歳以上に変更するという改正内容がございます。この部分でありますけれども、公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止することによって、公衆浴場業界が発展することも期待されると思います。また、子どもたちが公衆浴場で性的な被害を防ぐことや、子どもたちの望まない混浴を回避することにもなりますので、子どもの健やかな発達育成にも寄与できる改正内容だというふうに承知しております。

つきましては、水戸市においても御家族で利用できる大きな公衆浴場が設置されておりますので、そういう浴場に対しても、こういう条例の改正が行われたということをしかりとお伝えいただいて、また、利用される御家族にもこういう改正が行われているということを周知できるような丁寧な周知に努めていただきたいと思います。

そのためには、十分な周知期間が必要だと思っておりますので、ぜひとも丁寧な周知に努めていただきまして、条例の徹底をお願いしたいというふうに思っておりますので、意見として述べさせていただきます。

○木本委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今回の公衆浴場については、昨日ちょっと論議すればよかったんですけども、年間どのぐらいの検査をするのか、そういったものが今回の条例改正では明確になかったように思います。いずれにしても、内規等で決めるんだと思いますけれども、蔓延してからでは間に合わないんで、やはり内規でしっかりとした基準、決まりを決めて、法令が遵守されるようにぜひよろしくお願ひしたいと。

それから、議案第64号から議案第67号まで遡っちゃって申し訳ないんですが、今回デジタル文書化し、それを残すことが趣旨の上位法だというふう思います。やはり、これまで流出とかいろんな部分があったりするんで、ぜひ個人情報保護が保てるような管理の仕方についても十分御配慮いただけるようによろしくお願ひしたいというふうに思います。

○木本委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○木本委員長 ないようですので、議案第67号について採決いたします。

議案第67号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第72号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中別表中歳出について、御意見等がございましたら発言願います。

萩谷委員。

○萩谷委員 この議案第72号ってというのは、昨年度に引き続き、国のひとり親世帯生活支援特別給付金を交付するというような中身かと思えます。

こちらは、児童扶養手当受給者のほか、公的年金基金等を受給することにより児童扶養手当の支給が全額停止になっている方や、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている方も対象としているということなのですが、この年金受給者や家計急変者に該当する方々については、御自分で申請しなければならないというところがございます。こういった方々については、申請漏れがないようにきちんと情報を返信用封筒を同封の上、個別に案内を送付したということかと思いますが、漏れがないように周知徹底に努めていただきたいと思えます。

あわせて、昨年度水戸市では、水戸市独自のひとり親世帯緊急支援金というのも1人2万円出しているかと思えます。こちらの制度もあわせて継続できるよう御検討いただければと思えます。

以上でございます。

○木本委員長 ほかにございませんか。

土田委員。

○土田委員 議案第72号につきましては賛成をいたしますが、萩谷委員と少し重なりますけれども要望を述べさせていただきます。

昨日の質疑の中で対象となる世帯のほぼ半分ぐらいは申請が必要ということでした。同じ話になりますけれども、受けられる方が漏れなく受けられるように鋭意努力をしていただきたいという意見を申し述べさせていただきます。賛成をいたします。

○木本委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○木本委員長 ないようですので、議案第72号について採決いたします。

議案第72号中別表中歳出について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、報告第17号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する災害援護資金の貸付けの特例に関する条例等の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○木本委員長 ないようですので、報告第17号について採決いたします。

報告第17号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、報告第17号は承認するものと決しました。

次に、報告第18号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、報告第18号について採決いたします。

報告第18号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、報告第18号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第19号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、報告第19号について採決いたします。

報告第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、報告第19号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第20号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言を願います。

土田委員。

○土田委員 報告第20号につきましては、賛成をいたしますが意見を述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に係る減免ということですが、新型コロナウイルスの猛威はどこまで続くかまだ分からないというような状況でありまして、今後もこの影響で廃業する方、あるいは職を失う方、家庭が急変する方っていうのは出てくるものと思います。そういった方にしっかりと周知徹底していただくことと、そもそも国保税は保険料が高過ぎると。事業者の方や独り暮らしで非正規の方など、所得に対してもともと負担の大きなものですので、こういった困窮している方の減免は速やかに確実に行っていただきますよう、努力いただけるよう意見を申し上げまして賛成をいたします。

○木本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、報告第20号について採決いたします。

報告第20号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、報告第20号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第21号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言を願います。

土田委員。

○土田委員 報告第21号につきましても賛成いたしますが、先ほど報告第20号と同じ意見ですけれども、対象となる方にしっかりと対応していただけるように努力を願いたいという意見で賛成いたします。

○木本委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○木本委員長 ないようですので、報告第21号について採決いたします。

報告第21号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、報告第21号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第22号 専決処分について（令和2年度水戸市一般会計補正予算（第12号））中第1表中歳出中第10款（教育費）及び第2表継続費補正及び報告第23号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第1号））中第1表中歳出中第10款（教育費）及び第2表継続費補正については、質疑と同様に一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○木本委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、報告第22号及び報告第23号について、御意見等がございましたら発言を願います。

田口委員。

○田口委員 この専決処分については、小学校費で笠原小学校の校舎の増築事業ということでありすけれども、5,000万円が前倒しで計上されたということと、今後令和4年までで完成を目指すということでありすけれども、いずれにしても子どもたちの教育環境をよくするということであって、工事期間中は十分に安全を確保していただき、また今後の笠原地区周辺の児童の推移を見ながら、的確な事業を推進していただければというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○木本委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○木本委員長 ないようですので、報告第22号及び報告第23号について採決いたします。

報告第22号及び報告第23号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、報告第22号及び報告第23号は承認すべきものと決しました。



次に、報告第24号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第2号））中別表中歳出について、御意見等がございましたら発言願います。

黒木委員。

○黒木委員 報告第24号の専決処分ですが、ひとり親世帯生活支援特別給付金に当たる経費が専決処分されております。専決という形で速やかにやっていただくという判断は、正しい判断だと思います。独り親世帯を含むコロナ禍で困窮されている世帯に対しまして、漏れなく速やかな支給を実施していただきたいということをお願いいたしまして、意見とさせていただきます。

○木本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、報告第24号について採決いたします。

報告第24号中別表中歳出について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、報告第24号は承認すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第64号ほか12件についての審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りいたします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

昨日までの意見も踏まえながら報告書をつくりたいと思いますのでよろしく願います。

それでは、次に陳情審査を行います。

さきの本会議で当委員会に付託されました陳情は2件であります。

それでは、令和3年陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、初めに本陳情の内容につきまして、事務局より朗読させます。

なお、陳情の記載事項のうち、個人が特定できる情報については朗読しない取扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知おき願います。

○事務局 朗読させていただきます。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情。

陳情趣旨。

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすとともに、医療崩壊などが取り沙汰され、国民の命と健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対策の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中

治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療、介護、福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染との闘いは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民の命と健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療、介護、福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

以上を踏まえ、下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、国会または関係行政庁への意見書を提出していただきますよう陳情いたします。

陳情項目。

1、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。

2、公立・公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

3、安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。

4、保健所の増設、保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。

5、社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上です。

○木本委員長 それでは、内容につきまして御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 本陳情につきましては、中身に賛同いたしまして、ぜひ採択をしていただきたいと思います。

特に陳情項目5つを見ると、どれももったもたない陳情ですし、特に2番の公的病院の統合再編、地域医療構想につきましては、私たち水戸市議会でも昨年6月に水戸市でも水府病院などが対象になっていたこともありまして、地域の実情を踏まえた地域医療構想の推進を求める意見書を議決しておりますし、賛同できるものと考えます。

また、4番目の保健所体制につきましても、水戸市は中核基地になって独自の保健所をもって、この新型コロナウイルスの中で本当に過重で大変なお仕事をされていると思います。これの拡充には国からの手当も必要なのではないかと考えるものです。

全面的に賛同できるので、採択をお願いしたいと思います。

○木本委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 この陳情は、まさに陳情趣旨と陳情項目を見ましても納得できるもの、なるほどなということ

は理解できるところでありますけれども、陳情項目等の中においても、地域医療の構想の見直しとか、さらには今土田委員が示されました医療体制の職員の増員という文言も書いてありますけれども、いずれにしても国においても、さらには各地方自治体においても、これらについては前進させようとしているいろんな考えを持ちながら進めていくところであると思いますので、今回につきましては、今後において意見を集約するためにも継続審査としていただければよろしいかなと思っております。

○木本委員長 それでは、お諮りいたします。ただいまの令和3年陳情第3号につきましては、継続審査とすることはいかがでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

本陳情につきましては、当委員会から議長に対しまして、閉会中継続審査の申出をしたいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

以上で、令和3年陳情第3号についての審査を終了いたします。

次に、令和3年陳情第4号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、初めに本陳情の内容につきまして事務局より朗読させます。

なお、陳情の記載事項のうち、個人が特定できる条文については朗読しない取扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知お祈りいたします。

それでは、事務局をお願いします。

○事務局 朗読させていただきます。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める陳情。

陳情趣旨。

加齢性難聴は、40歳ごろから始まり、70歳代で3分の1、80歳代では3分の2の人がなると言われています。放置しておくと、コミュニケーションが困難になるなど、日常生活の質を落とす原因となります。加齢性難聴は、難聴者の社会参加を困難にし、閉じこもりや寝たきりを引き起こします。そればかりでなく会話をすることで脳に入る情報の減少により、脳の機能の低下をもたらし、鬱病や認知症につながると言われています。

加齢性難聴者が早期に補聴器を装着することは、難聴者のためになるばかりでなく、高齢者の社会参加、認知症の予防、健康寿命の延伸、介護などの医療費の抑制など社会的な利益にもつながります。

しかし、日本において補聴器の価格は、片耳当たりおおむね8万円から25万円と高額であり、保険適用ではないため個人の全額負担となっています。身体障害者福祉法の医療控除対象者を除くと約9割は自費で購入しています。このため、年金で暮らす低所得の高齢者に対する配慮が求められます。肝心なことは、補聴器を早期に装着するための補助制度を創設することです。

欧米では補聴器購入に対して公的補助制度があり、日本でも東京都江東区の補聴器の現物支給、茨城県の古河市など多くの地方自治体で購入補助制度の実施が始まっています。

水戸市においても、高齢者が生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごし、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながる加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設することを求めます。

陳情事項。

1、水戸市に加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求めます。

以上です。

○木本委員長 それでは、内容につきまして御意見等がございましたら発言を願います。

土田委員。

○土田委員 本陳情につきましても、内容に同意するものでぜひ採択をしていただきたいと思います。

実は私たち日本共産党水戸市議団でも、田中議員が代表質問でこの加齢性難聴への補聴器購入補助を求めています。この中にもる書いてありますけれども、認知症の一番の危険要旨とされていて、軽度の難聴では難聴のない人の2倍、中等度難聴で3倍ぐらい発症の確率が上がるという研究もあったりしている中で、早期に装着できるようにすることで、ここで書かれていますけれども医療費の抑制にもつながっていくものと思います。水戸市も中核市になって健康都市宣言もしていることもありますので、ぜひ助成を始めていただきたいという強い思いがあります。

ぜひ採択をお願いしたいと思います。

○木本委員長 ほかにございませんか。

黒木委員。

○黒木委員 この陳情者の加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設という思いは今日見せていただいて分かるんですが、例えばこの趣旨の中で欧米ではという部分が出てきます。欧米のどこでやっているのかも分かりませんし、また日本で東京都江東区、また古河市、また多くの自治体で購入の補助制度が始まっていますということも書かれておまして、ちょっとこの辺をよく調べさせていただいて、勉強する必要があるかなというふうに思います。また、陳情事項の中に水戸市っていうことで言われておりますけれども、この議論になると国のほうの制度が必要じゃないかなと。水戸市で多額のお金を補助していくというのが妥当かどうかという部分も含めて、もうちょっと議論が、調査が必要かなというふうに思いますので、継続審査でお願いしたい。

○木本委員長 それでは、お諮りいたします。ただいまの令和3年陳情第4号については、継続審査とすることはいかがでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

本陳情につきましては、当委員会から議長に対しまして、閉会中継続審査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

なお、陳情者からこの加齢性難聴等についての資料の提出を受けておりますので、これを後ほど委員の皆様には配付したいと思いますので、あらかじめ御承知おき願います。

以上で、令和3年陳情第4号についての審査を終了いたします。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に令和3年第1回定例会における閉会中所管事務調査一覧表の写しを配付しておりますが、この内容のとおり、当委員会から議長に対しまして申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

次に、7月の当委員会でございますが、7月9日金曜日及び7月12日月曜日の2日間を予定しております。

7月9日については、午前10時に開催し、主要事務事業の概要説明、報告案件の説明及び質疑等を行い、12日につきましては、午前10時に開会した後に所管施設視察として見川小中学校の視察を実施する予定でありますので、よろしく願いいたします。

なお、日程の詳細については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」、「ちょっと待って」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 誠にイレギュラーで申し訳ないんですが、本来、議会中はその他はやらないということで、文教福祉委員会はなっているわけですけども、せっかく保健所の所長さんもお見えですし、これまで議会でもコロナウイルスについては随分いろんな意見が出て、御答弁をいただいたところでありますけれども、私たちが一番心配しているデルタ株——新しい変異型ですね——こういった状況等について、せっかく所長さんもお見えなんで、ちょっとお聞かせをいただければというふうに思っているんですが、皆さんにお諮りいただけますでしょうか。

○木本委員長 ただいま袴塚委員から、いわゆるコロナの現在の状況、現在の業務内容含め、意見を聞きたいということです。皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、ちなみに土井所長大丈夫ですか。御説明いただけますか。

土井保健所長。

○土井保健所長 御質問いただきましてありがとうございます。

また、保健所の様々な事業に関しましては、様々な御心配と同時に御支援いただきまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。

御質問いただきました変異ウイルスのお話を少しさせていただきます。

変異型のウイルスは御存じのように、まずイギリスでその変異が見つかり、それから南アフリカ、さらにはその後ブラジル等でも見つかり、それが契機になりまして様々な形の変異ウイルスが見つかっておりまし

て、現在8種類から9種類、変異のものが見つかっております。

もともとウイルスというのは姿形をどんどん変えていく、特にこのコロナウイルスのようなRNAウイルスはその性質が非常に強い、もともと本来持っている性質です。変わっていくということなんです。

今でも現実に大体2週間で1種類ずつ変異ウイルスが出続けている。そういう状況でございます、その中で例えば感染力が高まるとか、あるいは病原性が高くなるとか、そういう人の健康に直接関係するものが、例えばアルファ、ベータ、ガンマ、デルタ、イプシロン、ゼータとか様々なそんな名前と呼ばれているというのが今の状況です。

現状といたしましては、特に水戸市では変異型のウイルス、特にイギリス型のウイルスが3月の下旬に見つかったから、今までのところ、大体ほぼ新たな感染者は全例が変異型ウイルス、イギリス型に代わっているという状況ですし、国におきましても、大体70から80%がもう既に変異型、特にイギリス型に置き換わっているという状況でございます。

ただ、世界の情勢を見ますと、実は変異型のウイルスは先ほど申し上げましたように、イギリス型だけではなくて、南アフリカ型、インド型、様々な変異型ウイルスが出てきておまして、国によって大分その構成要素が違っております。特に南アフリカ型、さらにはインド型と呼ばれるウイルスに関しましては、感染力が非常に強いのではないかとということが懸念されておまして、現実問題、我々が経験した中でもイギリス型でさえかなり感染力が高まっているというそういう状況でございますので、それよりさらに感染力の強いウイルスということになりますと、これは国内に入りますと一気に広がる可能性が高いということで水際作戦を今国においては必死になってやっているというところでございますが、御案内のように残念ながら、国内にはもう既に入っておまして、日々変異型のより感染力の強いと言われるウイルスがどんどん広がりつつあるというのが現状でございます、それに対して我々としても厳重な警戒をしていく。これはサーベイランスという意味で厳重な警戒をしているということでございます、その対策なんですが、結局はうつらないことに限るわけでございまして、今まで同様その感染対策をしっかりやっていただくということが何よりも大事でございます。

それから、ワクチンとの関係で言いますと、ワクチンが多分効果がないというふうにされている文献がどんどん出てきておりますので、そういうことも含めまして、従来のイギリス型に関してはワクチンが十分効くというふうに分かっているわけでございますが、特にインド型のものに関しては、ワクチンがどの程度の効果を示してくるのかというのはこれは残念ながらもう少し時間がたたないと分からない。そこも慎重にやりやっっていく必要がある。いずれにいたしましても、ワクチンがいかに広がろうと、これはもうどんどん加速していかなくちゃいけないスピードが勝負の事業でございますけれども、だからといって感染対策を甘くしていいということには全くならないので、その辺は今後ともぜひぜひ御注意をいただきたいのと、今後ともぜひ御支援のほどよろしく申し上げたいと思います。

以上でございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

私たちはかからないようにというのが一番大事なことだというふうに思いますが、このコロナウイルスは

恐らく刻一刻と進化するんですね。人に入りやすい、そういう体質に変えていく、そして毒性の強くなるもの、弱くなるものいろいろあるんだというふうに思いますが、できれば委員長、月に1回委員会がありますんで、状況等については逐次、大変所長さんには申し訳ございませんが、御報告いただけるような形で、せめて文教福祉委員だけはこのウイルスに関しては市民から聞かれたときに的確に答えられると、こういうふうな形を取らせていただければというふうに思いますんで、お取り計らいのほどよろしくお願いします。ありがとうございます。

○木本委員長 そのような取扱いでよろしいですかね。

コロナウイルスワクチンの接種の進捗状況も含めて、ここで御説明いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

よろしいですかね。

それでは、以上をもちまして本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時41分 散会